## 年金受給者向け金利優遇定期預金くほのぼの300>

## 5 中京銀行

- 1. 商品名(愛称)
- ・年金受給者向け金利優遇定期預金(愛称:ほのぼの300)
- 2. ご利用いただける方
- 下記に該当する個人のお客さま
- ①新たに当行で公的年金をお受け取りになるお客さま
- ②すでに当行で公的年金をお受け取りのお客さま
- ③制度上公的年金の受給資格を持たない65歳以上の在日外国人のお客さま
- ※年金は厚生・国民・共済・船員・労災年金です。
- ※年金額を上乗せするための厚生年金基金や国民年金基金は対象外です

3. 期間

1年(自動継続・利払い扱い)

- 4. 預入方法
  - (1)預入方法
  - (2)預入金額
- 5. 払戻方法
- 6. 利息
  - (1) 適用金利

- 現金または振り替えにより一括してお預け入れいただきます
- 100円以上300万円以内1円単位
- ・満期日以後にお利息とともに払い戻しいたします
- ・お預け入れ時の期間1年ものスーパー定期の店頭表示金利+年0.1%を満期日 まで適用します
- ・他の金利優遇との併用はできません
- ・満期日もしくは解約日にお預け入れ条件(上記「2.ご利用いただける方」の条 件)を満たしていない場合は、上乗せ金利は適用されません(お預け入れ時また はご継続時の店頭表示金利でのお支払いとなります)
- ・満期日以後の適用金利は、継続日における期間1年ものスーパー定期の店頭表示 金利を適用します

ただし、ご継続時にお預け入れ条件(上記「2. ご利用いただける方」の条件) を満たす場合は、ご継続後も上乗せ金利を適用します

- (2) 利払頻度 ・年に1回、満期日以後に一括してお支払いします
- ・1年を365日とする日割り計算(付利単位1円) (3)計算方法
- (4) 税金
- ・源泉分離課税の場合はお利息に20.315%(国税15.315%・地方税5%) の税金がかかります
- (5) 金利情報入手方法
- ・金利は当行窓口もしくはホームページでご確認ください
- 7. 付加できる特約事項
- ・少額非課税貯蓄制度の対象となるお客さまは、所定の手続きによりマル優のお取 り扱いができます
- 8. 中途解約時の取り扱い
- ・満期日前にご解約される場合は、次の中途解約利率(小数点3位以下切り捨て) により計算したお利息とともにお支払いします
  - ①6か月未満の場合
- → 解約日における普通預金利率
- ②6か月以上1年未満の場合 → 約定利率(※)×50%
  - ※お預け入れ時またはご継続時の店頭表示金利+年0 1%

## 9. その他参考となる事項

- ・すべての店舗でお取り扱いができます ただし、通帳の作成は年金受取口座のある店舗に限ります また複数店舗での通帳発行はできません
- · A TM、インターネットバンキングでのお取り扱いはできません
- ・専用の定期預金通帳が発行されます (他の定期預金通帳や総合口座通帳では お取り扱いできません)
- ・上限300万円の範囲内で、口数、お預け入れ日を分けてご利用できます
- ・新規(初回)お預け入れ時にはご印鑑が必要です
- ・制度上公的年金の受給資格を持たない65歳以上の在日外国人のお客さまについては在日外国人である確認資料として、在留カード、特別永住者証明書、運転免許証(日本国発行のもの)等をご提示ください
- ・預金保険制度により下記の範囲内で保護されます 預金保険制度により全額保護される決済用預金以外の預金と合算して、預金者 お一人さまあたり1金融機関ごとに元本1,000万円までとそのお利息等
- ・金融環境の変化などにより、お取り扱い中止および上乗せ金利等の優遇内容の 変更をすることがあります

## 10. 当行が契約している 指定紛争解決機関

・一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772